

環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年2月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条に基づき、（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	登戸駅前地区市街地再開発準備組合 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 理事長 井出 正文
	指定開発行為の名称	（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区登戸90、93、94街区の一部 （川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内）
	指定開発行為の目的	共同住宅及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	計画地面積 約5,950㎡ 建築物の高さ 約136m（塔屋等を含む最高高さ146m） 延べ面積 約61,000㎡（うち、住宅 約41,300㎡）
	指定開発行為の施行期間	令和6年11月（着手予定）～令和10年1月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和4年2月7日（月）～令和4年3月23日（水） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分～午後5時 上記期間中、本市ホームページにて当該条例方法書の内容を御覧になれます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html  ▲川崎市HP
	縦覧場所及び時間	場所：多摩区役所（総合庁舎10階総務課）、環境局環境評価課（第3庁舎15階） 時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）
	意見書の提出	縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容 条例方法書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例方法審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例方法書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者（事業者）が作成する条例準備書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 4 意見書の提出方法及び提出先 提出期限：令和4年3月23日（水） （郵送の場合は、令和4年3月23日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課 市役所第3庁舎15階（持参） 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地（郵送） 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマット https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6898  ▲川崎市HP 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156